

千葉市地域社会貢献者・寄附行為者褒賞要領

1. 目的

この要領は、地域社会に貢献しているもの、善行のあるもの及び市又は公益のため多大な寄附を行ったものを広く褒賞し、市民に紹介することによって、明るい地域社会建設の一助とすることを目的とする。

2. 褒賞対象者

褒賞の対象者（以下「褒賞対象者」という。）は、別表に定める基準を満たすもの（ただし、別表（1）4～11については、千葉市内に住所を有する者、千葉市内に事業所等の所在地又は活動の拠点がある団体及びこれらに準ずると認められるものに限る。）を対象とする。

3. 褒賞の方法

褒賞は、毎年1回、感謝状の贈呈により行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時行うことができる。

4. 推せん方法

- (1) 所管局長等は、常に褒賞対象者の候補となるもの（以下「褒賞対象候補者」という。）に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関に褒賞対象候補者の推せんを依頼するなど、幅広くその探求に努めるものとする。
- (2) 所管局長等は、褒賞対象候補者があるときは、褒賞推せん調書（別記様式）を総合政策局長に提出するものとする。

5. 褒賞の決定

総合政策局長は、所管局長等から受領した褒賞推せん調書に基づき褒賞対象候補者を審査し、市長の承認を受けて褒賞対象者を決定したうえで、所管局長等及び褒賞対象者に通知するものとする。

附 則

この要領は、昭和58年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年6月9日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年8月2日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年11月26日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

別表

褒 賞 基 準

(1) 地域社会貢献者

行 為 種 別	内 容
1. 人命救助	献身的に人命の救助に尽くしたもの
2. 事故・災害等の防止・救助・復旧	交通事故その他の事故若しくは風水害、火災その他の非常災害の防止、救助又は復旧に努めたもの
3. 防犯・防火	犯罪の予防若しくは捜査又は犯人の逮捕への協力及び防火活動、消火活動その他地域の治安の維持等に協力したもの
4. 教育・文化の向上	教育活動、文化活動又はスポーツの普及・振興活動に励み、地域の文化の向上に貢献しているもの
5. こども・青少年の健全育成	こども・青少年の健全育成の推進に尽くしているもの
6. 社会福祉への貢献	社会福祉施設等を慰問又は激励し奉仕する等、永年にわたり社会福祉に尽くしているもの
7. 環境美化	環境の整備又は美化などに努め、人々から感謝されているもの
8. 公德心の涵養	交通道德、公共物愛護精神その他公德心の実践又は普及に努めているもの
9. 個人生活の徳行	個人生活の徳行が近隣の人々から賞賛され、他の模範となっているもの
10. 地域社会づくり	町会自治会活動等を通じ、明るい地域社会づくりに貢献しているもの
11. その他	以上のほか善行が顕著なもの

(2) 寄附行為者

行 為 種 別	内 容
1. 寄附行為	市又は公益のため、原則として10万円（団体にあつては20万円）以上の金銭等を寄附したもの （当該寄附に対する返礼品を受領した場合は、当該寄附額から返礼品の受領に必要な寄附額を減じた額を寄附額とみなす。）

(注)

1. 次のものは褒賞の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人、政党等その他公共性が高い団体
- (2) 本市又は本市外郭団体の職員

2. 1に掲げるもののほか、市から補助金等の交付又は事業の委託等を受けているものは、褒賞の対象としない。ただし、活動内容又は寄附金額が補助事業等又は委託業務等の範囲を超えていることが明らかである場合は、この限りでない。

3. 継続性を伴う行為については、その行為が5年間以上継続しており、かつ、月1回以上又はそれと同程度の活動があると認められるものを対象とする。

4. 原則として、継続性を伴う行為に関し、同一種別の行為に対する再度の褒賞は行わないものとする。

5. 寄附行為者の褒賞は、総合政策局長が定める日から起算して前1年間に行われた寄附金額の合計額（千葉マリスタジアム基金への寄附は除く）によるものとする。ただし、善行が顕著なものについては、表に定める額に満たない場合であっても褒賞を行うことができる。また、褒賞後1年間、再度の褒賞は行わないものとする。

6. 原則として、千葉市表彰規則（昭和44年千葉市規則第46号）に基づき表彰を受けたもの又は受ける基準に達したものは除く。

7. 褒賞対象候補者が、次の状態にあるときは褒賞を行わない。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者及び刑に処せられた者（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反により現に起訴されている者並びに罰金刑に処された者並びに刑の消滅した者を除く。）であるとき。
- (2) 破産者であるとき。

年 月 日

褒賞推せん調書

(あて先) 総合政策局長

推せん者 _____

下記のとおり、地域社会貢献者・寄附行為者を推せんします。

記

ふりがな	
氏名または団体 (代表者名)	
現住所または 所在地	〒 TEL
生年月日または 設立年月日	
推せん事由 (具体的に)	
摘要	

(担当 部 課 担当者 TEL)